



令和 8 年度

津南町医学生等修学資金のご案内

～医師、看護師・准看護師を目指すかたへ～



津南町では、将来町立津南病院（以下「町立病院」。）で、**医師・看護師・准看護師**として働いていただくことを目的とした修学資金貸付制度を実施しています。この修学資金は、免許取得後に一定期間、町立病院に勤務していただいた場合、その返還が全額免除になります。

希望されるかたは、制度の趣旨・目的をよく理解した上で、申請を行ってください。

制度を活用し、地域医療を担う医師・看護師・准看護師となって、活躍していただくことを期待しています。

1 対象者・募集人数・貸与額・貸与期間(令和 8 年度新規募集)

職種	医師	看護師・准看護師
対象者	将来、医師として町立病院に従事する意欲のある、医学生 (大学、大学院、出身地は問いません)	将来、看護師として町立病院に従事する意欲のある、看護学生・准看護学生 (大学、学校、養成所、出身地は問いません)
募集人数	若干名	若干名
貸与額 〔修学資金は無利子です。〕	月額 10 万円 貸与金は、年 4 回、3 ヶ月分(30 万円)をまとめて貸与します。	月額 7 万円 貸与金は、年 4 回、3 ヶ月分(21 万円)をまとめて貸与します。
貸与期間	貸与を決定した日の属する月から、大学、大学院、学校または養成所を卒業する月まで (正規の最短修業年限)	

2 申請について

※提出書類は、修学資金貸与に関する目的以外の用途には使用しません。提出書類は、貸与決定の可否に係わらず返却しませんので、ご了承ください。

必要書類	① 津南町医学生等修学資金貸与願書（様式第 1 号） ② 健康診断書（様式第 2 号） ③ 合格通知書の写し（在学中のかたは、在学証明書(写し不可)） ④ 戸籍抄本及び住民票 各 1 通 ⑤ 前年度における学業成績書
提出受付期間	随時
選考方法	書類による審査及び面接
貸与決定後に必要な書類	① 借用証書（様式第 3 号） ② 誓約書（様式第 4 号） ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書、収入に関する証明書、納税証明書 各 1 部 ④ 口座振込申込書 ⑤ 在学証明書(写し不可) (申請時に提出した場合は不要)

保証人について	貸与決定後に必要な書類の提出には 2 人の保証人が必要です。保証人は、次の 2 つの資格を有する者でなければなりません。 ・ 本人と同一市町村内に住所を有し、独立の生計を営む成年者であること。 ・ 市町村民税の納税義務者であること。
その他留意事項	・ 成績証明書、健康診断書は毎年提出が必要です。毎年 3 月中に通知をします。 ・ 貸与者の決定状況を公表することがありますので、あらかじめご承知の上、申請してください。(職種に対する人数のみの公表です。氏名、学校名、性別等を公表することはありません。)

3 返済の免除要件

職種	医師	看護師・准看護師
返還の免除要件	卒業後、2 年以内に医師となり、医師法の規定による臨床研修を行った後、6 年以内に町立病院の職員となり、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間に達したとき。	学校または養成所を卒業したのち、1 年以内に免許を取得し、その後免許取得のための正規の修学年数と同一の年数を経過するまでの間に町立病院の職員となり、その在職期間が修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間又は 5 年のうちいずれか長い期間に達したとき。 (例えば、3 年間学校で勉強し免許を取得した場合、3 年以内に町立病院の職員となるのが条件となります。)
	毎年 4 月 1 日現在の現況届出をする必要があります。	

4 貸与の停止、休止、保留について

貸与の停止	次の①から⑥のいずれかに該当したとき、以降の貸与を停止します。 ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき	
貸与の休止	① 休学したとき ② 停学処分を受けたとき	①②に該当する期間の月分の修学資金は貸与しません。
貸与の保留	正当な理由なく定められた書類等を提出しなかったときは、当該事由が解消されるまでの間、修学資金の貸与を保留します。	

5 修学資金の返還について

返還しなければならない場合	修学生または連帯保証人は、次のいずれかに該当するに至った場合は、修学資金を返還しなければなりません。 ① 退学したとき ② 心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき ③ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき ④ 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき ⑤ 死亡したとき ⑥ その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき ⑦ 「3 返済の免除要件」を満たさなかった場合 ⑧ 町立病院の医師職員または技術職員でなくなったとき
---------------	---

6 その他

- (1) この修学資金貸与制度は他の修学金制度と併用可です。

参考

- ・新潟県医師養成修学資金
- ・新潟県看護職員臨時修学資金

※ただし、この修学資金貸与制度は、卒業後、町立病院に勤務していただくことから、勤務について条件を付された奨学金と併用して貸与することはできません。

- (2) 修学資金の貸与の決定は町立病院への就職を保証するものではありません。

- (3) 制度について、現状等に合わせて変更する場合があります。変更した際には、津南町ホームページ等で随時お知らせいたしますので確認してください。

7 制度に関する問い合わせ

〒949-8292（専用郵便番号：住所記載不要）

新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡戊 585

津南町役場福祉保健課健康班

電話 : 025-765-3114

Fax : 025-765-4625（総務課受付）